

給水装置工事主任技術者が行う自主検査のチェックシート

水道法第25条の4第3項により給水装置主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- 1、給水装置工事に関する技術上の管理
- 2、給水装置工事従事者の技術上の指導監督
- 3、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4、その他厚生省令で定める職務

書類審査		
検査項目	検査の内容	適合 ○
位置図	工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 工事箇所が明記されていること。	
平面図 及び 断面図	1、方位が記入されていること。	
	2、建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。	
	3、道路種別及び付近の状況がわかりやすいこと。	
	4、隣接家屋の境界が記入されていること。	
	5、分岐部(または第一止水栓)のオフセットが記入されていること。	
	6、平面図と立体図が整合していること。(必要であれば断面図も含む)	
	7、隠ぺいされた配管部分が明記されていること。	
	8、各部材料、口径及び延長が記入されていること。	
	9、給水管及び給水器具は、性能基準適合品が使用されていること。	
	10、構造・材質基準に適合した適切な施行方法がとられていること。 水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等の対策の明記	

現地検査			
検査項目	検査の内容	適合 ○	
屋外の 検査	オフセット	11、分岐部・止水栓が正確に測定されていること。	
	分岐部	穿孔部分には密着コア等が施工されていること。	
	水道メーター 及び 直結止水栓	12、水道メーターは所定の位置に設置され、逆付け、片寄り等がなく、水平に取り付けられていること。(取り付け後確認)	
		13、検針、取替えに支障がないこと。	
	埋設深さ	14、直結止水栓は、逆付け、傾きがないこと。	
		15、所定の深さが確保されていること。	
	管延長	16、竣工図面と整合すること。	
各ボックス類 止水栓	17、沈下、傾きがないこと、設置基準に適合すること。 18、スピンドルの位置がBOXの中心にあること。		
配管	配管	19、延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。	
		20、配管の口径、経路、構造等が適切であること。	
		21、水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。	
	接合	22、クロスネクションがなされていないこと。	
		23、適切な接合が行われていること。 ストレーナー等に異物の付着つまり等がないこと。	
給水器具	管種	24、性能基準適合品の使用を確認すること。	
	給水器具 接続	25、性能基準適合品の使用及び栓数を、確認すること。 26、適切な接合が行われていること。	
貯水槽	吐水口空間測定 オーバーフロー管	27、吐水口と越流面との位置関係の確認を行うこと。 オーバーフロー管の防虫金網の取付け確認、適正な排水口空間	
	水抜管(ドレン管)	水抜管(ドレン管)は揚水管より口径が大である。	
	給水器具 届出・報告	非常用として貯水槽1m以内に直圧蛇口1栓取付け確認 関係所轄に届出報告書の提出	
機能検査	28、通水した後、各給水器具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水器具の吐水量、動作状態について確認すること。 最後の配管接合が終わってから少なくとも3時間以上経過してから通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態について確認すること。なお、前記時間がとれない場合は、曲管との接合部分等に抜止め金具を設置するものとする。		
耐圧試験	29、充水した後、1.75MPa、まで加圧し1分間以上保持した後水圧低下の有無を確認する。あるいは、(1.0MPaを10分間) 充水した後、規定の水圧まで加圧し、規定時間以上保持した後水圧低下の有無を確認する。		
水質の確認	30、	臭気、味、色、濁り等は目視により異常がないことを確認する。	
		残留塩素の確認を臭気、味、濁り等は目視により異常がないことを確認する。	
その他		申込者に対して、給水用具等の取扱説明を行ったか	
		申込者に対して、配管ルート、完成図の説明を行ったか	
		舗装本復旧工事の写真及び完了届の提出確認	
自主検査日	工事場所	申込者	給水装置工事主任技術者免状番号
令和 年 月 日	貝塚市	住所 氏名	No.

上記の項目を確認しました。漏水・構造等の問題が生じたときは責任をもって対処いたします。

給水装置工事主任技術者